

石川県食材料費高騰対策支援事業費補助金 Q&A

○補助対象施設について

No.	質問	回答
1	補助金の対象施設は。	令和6年4月1日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、事業継続予定である病院、有床診療所です。 ただし、病院及び診療所については、保険医療機関の指定を受けているものに限ります。 また、省庁などの国立の医療機関は対象外となります。
2	申請時点で休止又は廃止している施設は対象となるか。	対象となりません。
3	対象施設は石川県内にあるが、開設者の所在地が石川県外の場合、対象となるか。	開設者の所在地が石川県外であっても、石川県内に所在する施設がある場合、当該施設分について支給対象となります。なお、開設者の所在地が石川県内であっても、石川県外に所在する施設については支給対象外です。
4	病床数はいつ時点のものか。	令和6年4月1日時点で、医療法第7条に基づく許可を受けている病床の数です。

○補助金の申請・交付について

5	開設者が複数の施設を開設している場合、施設ごとの申請になるのか、開設者ごとの申請になるのか。	開設者が同じ病院、有床診療所であっても別々に申請していただく必要があります。
6	申請後に申請内容の誤り等気づいたが、どうしたらよいか。	申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに石川県医療対策課（076-225-1433）にご連絡をお願いします。
7	いつ補助金は交付されるのか。	申請受付期間終了後の、8月～9月中にお支払いする予定です。